怨

CO患者家族の会　猿渡ハギエ

表題は、私の三井に対する正直な気持です。一月二十七日は、九・二八坑内火災公判の日でした。傍聴席は、満席にはなりましたが、廊下の長イスを持ち込むほどの人数ではありませんでした。

折悪しくひどい流感で寝込んでいる人が多く、次つぎと連絡しても「風邪で寝ています」「通院しています」のこたえが返ってきました。今後も闘いは続きますので、「早くよくなって下さい」と祈らずにはいられません。

さて公判ですが、詳しいことは本紙にのることと思いますが、真実は一つしかないのに、何とかこの公判を引き延ばそう、言い逃がれよう、そのうち患者は歳をとって死ぬだろう、とでも考えているのか、無責任な証言をするのが会社側証人です。

会社側井上証人の主尋問では、すらすらと答え、長いことしゃべっていましたが、角銅先生の反対尋問になりますと、例のように「記憶ありません」、「知りません」そして、時には無言です。おまけに証言台を両手でしっかりつかまえて、その手はぶるぶるふるえていました。うしろから見ていた私らは、危うく声を出して笑うところでした。どんな姿勢で答えてもいいのですが、正直に、事実を正しく証言するのが管理職にある者が本当に責任をとることです。

いくら「設備は十分でした」とか「保安は万全でした」といっても、上村さんはじめ七人の労働者を殺し、多くの仲間をCO患者にしたのは間違いないことです。

その日被災した私の夫は、災害以来ずっと入院生活を続けており、注射や薬でやっと生きていますが、人間を破壊し、家庭を崩壊しておきながら、なぜウソの証言をするのか、真相を直接証人に聞きたいものです。

公判もいよいよ大詰めです。公判の場には一人でも多く行き、入廷できなくても廊下にあふれるほど沢山参加して、「真実の判決を出せ」、「いいかげんな判決は許さんぞ」という気持を、態度で示そうではありませんか。それがたたかいです。

「お金はいらん」、「元の体と人生を返してくれたら、私は何もいわん」、「責任ばなしとらんか」と、声を大にして私は叫び続けます。

平均寿命が延びても各人の寿命は別物です。被災者の老化を早めたのは三井資本です。一日も早く責任をとって、償いをして、安心して余生を送られるようにしてほしい。

余談になりますが、この日の裁判官は、傍聴席の頭数を数えていました。「今日は少い」と思ったのか、「まあまあだな」と思ったのか、知る由もありませんが、この裁判官は公判中に、時折りこっくりこっくりしています。居眠りしているのかどうかわかりませんが、「よう―と聞いとかんかい」と小さい声で言いますが、果たしてこんな大事なことを任せてよいのか、この人、公正な答えを出してくれるのかどうかわかりませんから、できるだけ多くの目で見つめて、三井に責任をとらせる判決を出すよう、みんなでがんばりましょう。

▽　△

許せぬ会社側証言

CO患者家族の会　石原マサ子

年明けと同時に十一・九大災害の第四十七回公判が、一月二十一日午後一時十分から開かれました。

提訴してすでに十年目を迎えました。会社は次つぎに証人を出して、同じような証言をしながら、裁判の引き延ばしをしています。

爆発から二十年を過ぎ、被災者で一番若かった受川孝さんは、当時二十二歳の青年でしたが、今年四十二歳になります。

入院先の熊大病院で、うつろな目をきょろきょろさせて、何の反応も示さないような植物人間同様な受川孝さんに対して、会社は前回の公判の中で、受川さんが二十二歳から定年まで補償を続けると「これだけの金額になる」などといっています。

受川さんにどれだけ金を積んでも許せることではありません。

今回は、会社の上野証人に対する原告代理人の反対尋問でした。

「三池労組や患者は、労災病院の退院や職場復帰にも反対したが、職員、新労の患者は何の苦情もいってこなかった」といっていますが、職員や新労の患者に、会社や新労幹部は「早く退院して職場復帰しないと貴方の職場がなくなる」といって無理に職場に帰し、苦情をいうと「首になるぞい」などといって、精神状態の不安な患者をおどしていたのです。

その中には社会復帰もできないような患者も一緒に、四十一年一月三十日で治療を打ち切り、その年の十二月には傷害認定をして十二級、十四級で終っていたのです。

三池労組の患者や家族は、訓練所にも一人で行けない患者を家庭に帰されても、子供とのトラブルは起こるし、家庭は破壊されてしまうので、黙っていることはできなかったのです。

「再発申請や、元の職場で働けない患者に、七級の年金を」と、組合と家族は死にものぐるいでたたかいました。治療継続になったのは、三池労組の患者も、新労の患者も同じでした。いかに会社と新労幹部がでたらめをいっているかがわかるはずです。

反対尋問のあと、元三川支部長の谷端一信さんが原告側証人として、主尋問に立ちました。谷端さんの証言を聞きながら、この二十年間組合といっしょになって、死物ぐるいでたたかい続けてきた苦しかっただたかいの一こま一こまを思い出し、会社が裁判の中でも責任を取ろうとしない態度に本当に腹が立ちました。

会社がどういいのがれをしても、夫たちは元気で働きに行って、坑内で殺され、廃人同様の人間にされ、子供を含めて家族がどれだけ苦しみ続けてきたことか。絶対に許せません。会社が責任をとるまで頑張ります。

1月21日、福岡地裁で開かれた11.9大災害47回公判を終えて報告集会で。（左端、報告する本多弁護士）

退避指示はどうした

ガス測定にも疑問が

9.28災害　40回公判で

一月二十七日午後一時から福岡地裁で、九・二八坑内火災の第四十回公判がひらかれました。公判は、井上証人に対する被告側児玉代理人による前回の主尋問につづく補充尋問と、原告代理人角銅弁護士による反対尋問が行われました。以下は、反対尋問の摘録です。

井上証人への反対尋問

問　自然発火はスローモーションで発生することを知っていますか。

答　私はあまり知りません。

問　五時四十分ごろ、入江係員から連絡がありましたね。しかし、COガスが出ていたかどうかは疑問ですね。

答　そうです。

問　COガスと空気の比重は、一対〇・五五九でしたね。知っていますか。

答　忘れました。

問　空気のサンプリングは、どういう組織で測ったのか聞いていますか。

答　知りません。

問　浦田係員が測ったのは、だれの指示ですか。

答　知りません。

問　浦田係員は救護隊とどういう関係でしたか。

答　知りません。

問　安全な場所に退避するためにどうしましたか。調査しましたか。

答　していません。

問　IEのメンバーは……。

答　山口調査係長、その他は忘れました。

問　十一・九災害の経験をいかして、具体的にどうしましたか。

答　CO患者が出て、治ゆ認定、現場復帰などトラブルが起こるなど、組合によって差異があると聞きました。

問　災害後の聞き取り調査で、三池労組の人からは直接聞いていないといっていますが、答えた人がいたのではありませんか。

答　わかりません。

問　中村智さんという人を知っていますか。

答　知りません。

問　災害当時三池労組員で、のちに新労にいった人ですが、その人が答えたのではないですか。

答　知りません。

問　上層三十六昇ですよ。

答　調査していません。

問　上層三十六昇部内の人は作業が終れば三百五十メートル坑道まで出てきますね。

答　そうです。

問　上層三十六昇には三川からの通気はないけれども、昇坑時には必ず三百五十メートル坑道に出ますね。

答　そうです。

問　そうすると当然関係がありますね。

答　関係ないことはありません。

問　中村智さん、猿渡吉也さんの名前をおぼえていませんか。

答　知りません。

問　上層関係のヒアリングはしましたか。

答　していません。

問　災害時にどういう組織で動きましたか。どういうルートで退避情報を聞きましたか。

答　入江係員が三交代係長に連絡し、係長が鉱長室から指令したと聞いています。それはヒアリングする前に聞きました。

問　三池労組、新労、職組をヒアリングで区別しませんでしたか。

答　そんなことはありません。

問　三池労組の人には聞き取り調査をしていませんが、調査するなといわれたのですか。

答　いわれなかったのでやりませんでした。

問　それは差別ではありませんか。

答　……。

問　当時COマスクを持たない人が多かったのですが、絶対量が不足していたのでは……。

答　わかりません。

問　IEで議論になりませんでしたか。

答　なったと思います。

問　上層三十六昇関係の調査は本所の人事課になっていますが、担当はだれですか。

答　知りません。

問　総排気（連延排気道）ガスを測ったのですか。

答　わかりません。

問　火源で測りましたか。

答　聞いていません。

問　浦田係員はループ線でガス測定したことになっていますが、その他のことは知りませんか。

答　そうです。それをもとにして富安係長から資料をもらいました。

問　ガス検定器はどんなものでしたか。川崎型というのを知っていますか。

答　名前は忘れましたが、見たことはあります。

問題点

運搬の入江係員が、三百五十メートル坑道の九目抜付近で、五時四十分ごろ煙を発見し、同四十七分ごろ煙の中を突っきって退避させたことになっていますが、その直後に通気の浦田係員は、三百五十メートル坑道三十六昇人道付近で第一回目のガス測定をしています。

その測定を基準にして、井上証人のガス経路、濃度、時間が計算されています。

浦田係員は、だれの指示でガス測定を定期的に行なったのだろうか。すでに煙を知った上でのことだったのかという疑問が出てきます。また、どこでどのような機器を使って、どんな方法で測定したのか。なぜ三池労組員から聞き取り調査をしなかったのか、など明らかにされなければならない点が多く残っています。

さらに災害当日入坑していた者を、何時間も坑内にとじこめたまま安全な場所への退避指示を放棄していた責任もあいまいです。

×　×

次回公判は四月二十一日午後一時二十分から行われますが、井上証人への反対尋問の残りと、平賀（現三池鉱業所次長）証人への主尋問が行われます。

原告団のみなさんへ

裁判もいよいよ終盤へとむかっています。ご意見や感想、近況などをぜひお寄せください。